

2019

# 社会福祉 しずおか

5  
No.822

**特集** 児童福祉の平成史と今後の展望  
～新しい時代に向けて～

福祉のまちづくり絵画コンクール優秀作品を紹介します(平成30年度)

**テーマ** やさしさでつながる福祉(しあわせ)のまち



★静岡県健康福祉部長賞

たにくち ゆうみ  
熱海市立第二小学校(4年) 谷口 優実 さん

「手をつなごう そして作ろう 福祉のまち」

福祉のまちと聞いて、みんなが手をつないで助け合っているなかに、福祉のまちがあるイメージがパッと浮かびました。

※学校名、学年は平成30年度のものです。



編集発行



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号 電話.054-254-5248 FAX.054-251-7508 <http://www.shizuoka-wel.jp>  
E-mail spcsw@shizuoka-wel.jp

※本機関紙は皆さまの会費を充当し発行しております。

# 児童福祉の平成史と今後の展望

## ～ 新しい時代に向けて ～

本年5月1日から「平成」の世が改まり、新たな「令和」時代を迎えました。  
本特集は、様々な制度改革が積み重ねられた平成の30年間を振り返りつつ、次代に向けた本県における児童福祉のあり方を展望するため、座談会〈平成31年3月26日(火)〉を開催しました。

地域福祉研究所 主宰 山本 伸晴 氏(元常葉学園短期大学 学長)  
鼎談者 静岡県児童養護施設協議会 顧問 加藤 秀郷 氏  
社会福祉法人あゆみ福祉会 理事長 太田嶋 信之 氏(元静岡県保育連合会会長)

※以降は、敬称略とさせていただきます。

### 平成史を振り返る

**山本** まずは、児童福祉の平成史について、それぞれのお立場から振り返っていただきます。

**太田嶋** 平成に入ってから一番大きなことは、平成元(1989)年の合計特殊出生率が1.57になったことです。これは戦後最低であった丙午の年(昭和41(1966)年)の値を下回るもので「1.57ショック」とよばれました。国は少子化対策に取り組み、その中心が保育所対策でした。

二つ目は、未だに解消していませんが、待機児童問題です。国は待機児童ゼロ作戦(平成13(2001)年)を打ち出し、また、認定こども園制度も、待機児童対策の意味合いが込められていました。

三つ目は、新たな子ども子育て支援制度です。特に就学前施策を中心に大きな改革を行い、多様な主体の参画が促されました。

保育所を経営する立場から平成の30年を振り返ると、のんびりしていた昭和の時代から、平成の時代は二気に忙しくなったというのが印象です。

**山本** 保育所等の新設や定員増に

伴い、待機児童は減少しているものの、共働き世帯の増加などによる保育所の利用申込者は年々増加しており、保育士の人材確保が切実になっています。特に平成の時代に入ってから、新卒学生の就業促進が大きな課題となっていますが、何が原因でしょうか。

**太田嶋** やはり制度改革に伴い、子育てメニューの多様化、また、保護者との関わり方も大きく変わり、保育の現場がすごく多忙になったと思います。傾向としては、3年程度の短期間で退職する人が増えています。一方で「保育士・保育所支援センター」に求人票を出しても、なかなか求職者がいないのが実態です。

保護者との関わり方については、保育士養成校と保育現場が連携して、在学中に保護者対応を勉強したり、実習中に保護者対応を経験したりしながら、安心して就職できる環境をつくっていくことも大事です。また、新卒学生の就業促進だけでなく、潜在保育士の掘り起こしとともに、外国人の雇用も視野に入れつつ、何より大事なものは保育士の定着化です。

**加藤** そうですね。出来る限り保護者への対応は管理職がきちんと受け止め、保育士は保育に専念できるような環境づくりとともに、研修シス

地域福祉研究所  
やまもと のぶ はる  
主宰 **山本 伸晴** 氏  
(元常葉学園短期大学 学長)



テムの充実など、保育という仕事に生きがいを持たせる条件づくりを進めていく必要があります。そのことが定着化とともに、保育の質を豊かにしていくことにつながることは理解しているのだけど、現実には難しいですね。

**山本** 平成の時代に入ってから、児童虐待の問題が突出してクローズアップされました。それに伴い施策が急速に整備されていきました。児童養護施設の立場から加藤さんは、どのように感じておられましたか。

**加藤** 児童虐待がたまたま平成の時代に出てきたかというところ、そうで



静岡県児童養護施設協議会  
顧問 加藤 秀郷 氏

児童虐待問題の背景

はなくて、もちろん昭和や大正の時代も遡っていけば、あったと思います。ただ、このように世の中が意識し始めてきたのは、確かに平成の時代からだと思います。児童虐待防止法が成立したのは、平成12(2000)年ですが、その以前にどういうことが具体的に表れてきたのかを考えると、私はどうしても、家族が置かれている環境が徐々に徐々に変わってきたからだと思います。

加藤 昭和の時代は、経済的には苦

しい時もありましたが、世の中がゆつたりとしていて、地域ではお互いの心で支え合いながら生活していました。大家族は、うまくバランスを取りながら、みんなで支え合ってきましたが、核家族になって直接親が良いも悪いも全ての答えを出していかなければならない、そういう環境に置かれてしまったことが、虐待が起きる可能性を高めていったと思います。

太田嶋 虐待の背景には「個人情報保護法の壁」や「プライバシーの壁」もありますね。

加藤 どこかで自分達だけの生活を大事にしたいという思いが強くなってきているように感じますね。私が住んでいる地域では、近所の子どもを大人が気にかけて、時には叱っている光景が、まだ少なからず残っています。お互い様で育ち合っているという風土が、少しずつ薄らいできています。

太田嶋 昔から「向こう三軒両隣」と言われていましたが、確かに薄らいでいますね。地域の関わりがこんなに大切だと言われながら、これを再構築していくことは本当に難しくなっています。

山本 自分達だけの生活を大事にしたい、楽しみたいという考えは、地域社会とのつきあいが煩わしいという思いが根底にあると思うのです。地域は、時として個人の生活に抑圧的に働いたりする負の側面もあります。特に外国人、刑務所出所者など少数者への無理解の問題は、負の側面の現れの一つであり、社会的排除を生み出しています。平成は「地域福祉の時代」というけれど、今なお地域には、社会的孤立の問題、さらには、差別、偏見といった社会的排除の問題が存在する現状を踏まえると、私たちは、この問題にどれほど向き合ってきたのでしょうか。

太田嶋 千葉県野田市で起きた死亡事件による死亡事件は、大変痛ましいものでした。父親の恫喝的要求に、関係者はその場を収めることを優先してしまいました。必死の思いのSOSが裏切られたと知った子どもは、大人を信じられなくなってしまうのです。子どもを守るのは本来、保護者の役目ですが、保護者が守れない子どもは、社会が守らなければなりません。

山本 先程、加藤さんが「近所の子どもを大人が気にかける」という話がありました。とても大切なこと



社会福祉法人あゆみ福祉会  
理事長 太田嶋 信之 氏  
(元静岡県保育連合会会長)

で、「気にかける」こと、或いは「たった一言の声掛け」が、苦しんでいる子どもを、その家族を救うかもしれませぬよね。

加藤 児童虐待の問題は、世の中からみえない問題であります。問題はみようとしなければ、問題として認識されません。児童養護施設は全国で605施設、27,000人あまりの子ども達が暮らしており、その中の70%は虐待を受けた子ども達と言われています。昔と違い親がないケースは、ほとんどないことは、あまり知られていないですよ。

児童養護施設もキャパが、実質的には32,000人の定員ですから、それしか受けられないわけです。でも実際には児童虐待の相談件数は13万件を超えているわけです。それがうなぎ上りに増えてきていることと、それが分かっている数字であって、出てきてない数が、その2倍あるのか3倍あるのか。ですから、どこまでを分母として、見ようとしているかが、一つ大きなことだと思います。

## 新しい社会的養育ビジョン

**山本** 虐待を受けた子どもや、何らかの事情により実の親が育てられない子どもを含め、全ての子どもを育ちを保障する観点から、平成28(2016)年児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決(永続的な人間関係や生活の場を保障)や里親による養育を推進することを明確にしました。

この改正法の理念を具体化するため、平成23(2011)年7月に

取りまとめられた「社会的養護の課題と将来像」が全面的に見直され、平成29(2017)年8月に「新しい社会的養育ビジョン」が公表されています。加藤さんは現実的にどのように感じておられますか。

**加藤** ビジョンで示された目標年限の例をあげると

- ・特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止。
- ・愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目的に里親委託率50%以上を実現する。(平成27年度末の里親委託率(全年齢)17.5%)。

- ・施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内。(特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。)

これは要するに施設解体論です。実際にそれだけ里親が育っているかっていうと、数からいっても質からいっても、まだまだ十分ではないと思っています。そういう中で一遍にこの構想を10年以内に実現するとい

われても現実的ではないと感じています。里親委託したケースがうまくいかなかったら、どうするのか。アメリカやヨーロッパでは、子どもがたらい回しにされているのです。それは人間を育てるということではありません。「新しい社会的養育ビジョン」の考え方や里親制度も否定しません。ただシステムとして成り立っていないのでは、現実的ではありません。うまくいかない場合のケアはどうするのか、そこをきちっとした形を作らないと、子どもの行き場がなくなってしまうと思います。こんな不幸なことはないと思います。

## 新たな時代に向けて

**山本** 冒頭に太田嶋さんから「昭和の時代はのんびりしていた」と言われましたが、いい意味での貧しさが、その「のんびり」を支えていたかも知れませんが。平成の時代は、経済的には豊かになった反面、心に余裕がなくなり、マイナス面の目立つことが多かつた気がします。これからの新しい時代に向けて、それぞれの立場からご発言いただきたいと思っています。

**太田嶋** 一人ひとりを大切にする保

育、つまり保育所保育指針の「保育所保育の目的」に「子どもの最善の利益」を考慮した保育が掲げられています。私は、保育の質を高めるためには、「子どもの最善の利益」だけでなく、「保護者の利益」、「地域の利益」、「保育者の利益」、つまり「地域に住む全ての人の利益」を実現していくことが大事だと思っています。

「保護者の利益」は、保護者が安心して子育てができるよう、子育てに喜びを感じることができるよう応援していくこと、民生委員・児童委員をはじめ、地域の様々な機関と連携し、関係性を強くして、お互いが利用し合える関係づくりは「地域の利益」につながり、保育者の処遇改善など、少しでも働きやすい環境をつくっていくことは「保育者の利益」につながっていきます。それぞれの利益を追求していくことが、質の高い保育となっていく、ひいては「地域に住む全ての人の利益」につながると思うのです。

量から質への転換を図るために、これからの新しい時代の保育所は、この視点を持つことが重要だと思います。

**山本** 大事ですね。子どもの背景には、必ず保護者がいるし、その向こうには地域がある、相互の関連性の中

で、「子どもの最善の利益」を考えていかなければいけませんね。

**加藤** 児童養護施設の子どもが育つていくプロセスの中で、「自己肯定感が低い」とよく言われます。でもそれは、今までの生活の中で、十分に自分を出すことが出来なかった環境であったかもしれない、だけども「人に巡り合えば、力が出てくる」「環境が整備されていけば、力が出てくる」、いろんな条件で力が出てくると思うのです。そういう条件をきちっと満たしてくれる児童福祉施設であれば、子どもは豊かになっていきます。

そして、1番大事なことは、関係性の問題だと思っています。それをどのように豊かにしていくのか、それは、子どももそうですが、子どもに関わった職員もその子どもによって救われることもたくさんあるのです。お互い様の世界を、私は大事にしていきたいと思っています。

それから、親御さんに対しては、その子の良さを施設がどう伝えていくか、どれだけ多く、親御さんにその子の良さを伝えられるか、これは今まであまりしていない、でもそれは大事なことだと思ふのです。「あなたのお子さんはこんな素敵なことがこれだけあります」「こういう時にこういうことが考えられます」など、

そんな風に親御さんが今まで考えてこなかったことを伝えていくことが大事だと思っています。

もう一つは、子ども達が生きていく中で大事なことは、学力だと思ひます。学力をどうつけるか。これは、児童養護施設の子ども達だけでなく、地域で関わっていく子ども達も、良くなるためにどうすればいいのか、私は同じことだと思ふのです。私達が施設にいる子ども達への関わり方を、地域にいる子ども達への関わり方を同じようにしていくこと、それは、地域の親御さんと連携を取りながら、育ち合っていくという場を創っていくということ。そういう身近なところで二つ二つ結びつきをしていけば、地域全体が地域力としての力がついてくると思ひます。この地域力は、イコール「子どもが育つこと、それに関わっている、暮らしている大人が育つこと」だと思ふのです。

この仕事をこれからの児童福祉施設は行っていくべきだと考えます。地域あつての児童福祉施設であつて、これは地域のニーズが児童福祉施設のニーズであり、児童福祉施設のニーズが地域のニーズである、これはお互いが創りあげていくものです。時間は掛かるかもしれないけれど、やっぱり原点はそこにあると思ひます。

地域全体で、子どもを育て、人間を育てるといふことに、もう一回視点を置きたいと思ひます。

**山本** 児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図ることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」からの1週間を「児童福祉週間」と定められています。子どもたちが健やかに育つこと、これは社会の

宝である子どもたちに対する国民全体の願いであり、すべての子どもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって、未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育つていけるような環境・社会を作っていくことは、私達全ての国民の使命です。

そして、子どもの尊い命が奪われる、痛ましい児童虐待事件が続発する深刻な事態となっている中で、私達は、児童虐待防止に向けて、各々において具体的に「何ができるか」を真剣に考え、行動していくことが、今、求められています。

平成の時代は、自然災害が多発しました。多くの尊い命を失いましたが、一方で、「人は時に支え、支えられる存在であること」「普段の地域のつながりこそが、災害時に活かすこと」と、そして何より「日本の底力を実証したこと」は大事です。

東日本大震災では、至る所で「がんばろう、日本!」のステッカーが貼られました。が、災害時だけでなく、普段から「がんばろう、日本!」をもう一回みんな考えていかなければならないと思ひます。



# 令和元年度 県社協事業計画

## 基本目標 1 地域福祉を支える人づくり

### 実施目標① 住民の意識と主体的な行動力を高めます

暮らし・安心・支え合いの福祉のまちづくり  
県民運動の実施

● 暮らし・安心・支え合いの福祉のまちづくり  
県民福祉の日(10月20日)を中心とした県民運動において、地域における深刻な生活課題の解決や社会的孤立の防止に関する啓発活動を展開します。

● 市町村協等と協働して住民の主体形成を図ります

1 ボランティア活動推進事業

市町村協ボランティアセンターの支援強化並びに地域活動団体及びNPO関係団体への支援を行います。

また東海地震等大規模災害発生時に、適切に対処するため、県内社協の体制整備、職員の資質向上に努めます。

2 地域福祉教育推進事業

住民主体の地域福祉を進める上での基盤である福祉教育を推進し、子どもからお年寄りまで全ての住民を対象に福祉に対する啓発・活性化を図ることにより、地域住民自らが主人公となつた草の根的な「福祉のまちづくり」を進めます。

3 教員免許取得のための介護等体験事業

小学校及び中学校教諭の普通免許証取得希望者に義務付けられている社会福祉施設での介

護等体験において、円滑に実習ができるよう到大学、施設との受入調整業務を行います。

### 実施目標② 地域福祉活動の核となる人材を育成します

● 小地域福祉活動リーダーの育成を支援します  
小地域福祉活動の推進・まとめ役、実際に活動を行う人(自治会役員や地域活動者等)を養成する指導者を育成します。

● 地域福祉コーディネーター、社協職員を育成します

複合的な課題を抱える人や家族に対して総合的な支援を行う地域福祉コーディネーターや、地域住民が主体となる活動を促し継続的な支援や調整を行う人材を育成します。

● 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりとリーダー層の研修を実施します

民生委員・児童委員活動と社協活動の連携強化を図るため、活動の基盤である法定地区民児協の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員が住民の身近な相談・支援者としての役割を担うための研修を開催します。

また、市町民児協事務局、県市町行政、市町村協との合同会議を開催します。

### 実施目標③ 福祉サービスの担い手を確保・育成します

● 福祉・介護現場の魅力ややりがいの発信と、きめ細やかな就労支援により、より多くの就労につなげます

1 福祉サービスの担い手の確保の推進  
福祉人材センターでは、福祉・介護職場の魅力ややりがいを積極的に発信するとともに、福祉・介護人材確保のため、求人・求職のマッチングをきめ細やかにを行うなど、求人事業所及び求職者への支援を行います。

2 インターンシップ制度の実施

学生が自分の適性や適職を考える機会を提示するため、インターンシップの受入を行います。

● 人材の育成と職場への定着のため、働きやすい職場環境をつくりまします

1 各種研修の実施

福祉・介護職員を対象とした外部研修実施機関として階層別・テーマ別の研修会を開催するとともに、人材育成の基本である職場内の研修実施を支援します。

2 社会福祉事業等における福利厚生者の推進

福祉従事者の福利厚生を充実し、社会福祉の現場を「魅力ある職場」としていくために、「社会福祉法人福利厚生センター」の福利厚生事業の事務を引き続き受託します。

## 基本目標 2 地域福祉を支える仕組みづくり

### 実施目標① 住民主体による地域福祉活動・生活支援を推進します

● 小地域福祉活動の推進や基盤整備を市町村協と協働して取り組みまします

1 生活支援サービス活性化事業

住民同士の支え合い活動や生活支援サービスの立上げ支援を行い、住民主体の生活支援サービスの活性化を図ります。

2 居場所づくり推進事業

市町村協をはじめとする関係機関・団体と協

働し、多様な居場所づくりの取り組みを支援するとともに、実践者のネットワーク構築を図ることを目的に実施します。

3 みんなで支える地域福祉促進事業

市町村協から提案のあった事業を支援するとともに、小地域福祉活動を推進する担い手づくりの研修を実施します。

4 ふじのくに型福祉サービス推進事業

年齢や障がいの有無にかかわらず、また制度や窓口の垣根を超えて誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような「ふじのくに型福祉サービス」(居場所、共生型福祉施設、ワンストップ相談)の推進を図ります。

5 公営集合団地における支え合い推進事業

集合住宅団地において、居場所づくりを通じたつながりづくりや孤立する住民の見守り、困りごとへの相談など、住民相互の支え合い活動について、住民意識の向上と仕組みづくりを図ります。

● 地域における災害時要援護者の支援体制づくりを関係機関・団体と連携・協働して取り組みまします

地域における「声掛け・見守り活動」を通じて、地域つながりを再構築するとともに、福祉専門職による災害派遣福祉チームを避難所等に派遣すること、災害時における要配慮者の支援を実施します。

### 実施目標② 支援を必要とする住民の地域生活を支えます

● 生活困窮者の理解促進と自立支援の仕組みづくりへの支援

1 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立就労支援等体制を構築することにより、生活困窮者の自立支援に取り組みまします。

2 生活福祉資金貸付事業

生活困窮者自立支援施策の一つである生活福祉

資金貸付事業を、市町社協をはじめ、民生委員児童委員及び行政等関係機関と連携して推進します

● 権利擁護体制の構築の推進

1 日常生活自立支援事業  
認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などの方が、地域において自立した生活を安心して送ることができるよう、福祉サービスの利用を支援を市町社協と協働して行います。

2 法人後見実施機関職員研修事業(県委託事業)  
市町の成年後見等に係る権利擁護体制整備のための支援に取り組みます。

3 福祉関係者等及び一般県民への成年後見制度の理解促進事業(県委託事業)  
福祉関係者等に成年後見制度への理解を深めてもらい、それぞれの支援対象者やその家族、同僚等に制度説明や周知を行い、必要とする人を利用につなげる体制を作ります。

4 社協の法人後見等広域連携事業  
社会福祉協議会が取り組む法人後見等の事業を、市民後見実施を考慮しつつ、広域連携で展開出来るよう事業連携の仕組みづくりに取り組みます。

● 行政・各関係機関、団体種別協議会、職能団体との連携・協働の促進

1 福祉サービス運営適正化委員会事業  
福祉サービス利用援助事業の適切な運営と福祉サービス利用者からの苦情解決及び事業者段階における適切な苦情解決の仕組みづくりに取り組みます。

2 福祉サービス第三者評価事業  
福祉サービス提供事業者のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関として、専門的かつ客観的な立場から評価し、その結果をホームページで公表します。

3 社会的養護関係施設第三者評価事業  
社会的養護施設の施設運営の質を公正・中立な第三者評価機関として、専門的かつ客観的な立場から評価し、その結果をホームページで公表します。

4 障がい者等の自立支援の推進  
地域活動支援センターの利用者の就職やアパート等への入居に際して、身元保証人や連帯保証人になつて居る施設長等に対し、補償義務が発生した場合の損失補填を行う事業を継続するとともに、県肢体不自由児協会の事務局を受託し、肢体不自由児の福祉増進を図ります。

5 児童等の自立支援の促進  
施設に入所している児童及びDV被害者等とその同伴家族の就職、進学又はアパート等への入居に際して、身元保証人となつて居る施設長等に対し、補償義務が発生した場合の損失補填を行う事業を継続するとともに、県里親連合会の事務局を受託し、社会的養護が必要な児童の自立を支援します。

6 障がい者の自立支援  
福祉以外の分野と協力して障がい者の地域生活移行や就労・社会参加の促進に寄与した活動を表彰し、その活動の充実を図ることで障がい者の自立支援等を促進します。

7 ひとり親家庭の自立支援の促進  
高等職業訓練促進給付金を活用し、看護師等の就職に有利な資格を取得するため養成機関に入學し卒業後その資格を利用し就労自立を目指す一人親について、入学準備金・就職準備金を貸し付けることにより、ひとり親家庭の自立を促進します。

基本目標 3 地域福祉を支える 基盤づくり

実施目標 ①

市町社協を支援します

● 市町社協相互の連絡調整、調査研究、政策提言  
市町社協の体制強化、基盤整備を図るとともに、地域福祉を協働して進めるための基礎調査及び訪問支援等を行います。

また、各市町の地域福祉推進における現状や課題、今後の取組について、近隣の市町との関係機関による意見交換の場を設定し、連携強化に努めます。

● 役職員のスキルアップ支援  
地域福祉の担い手となる市町社協役職員の資質向上を目的とした体系的な研修を実施します。

実施目標 ②

社会福祉事業者を支援します

● 社会福祉事業者の地域福祉推進に係る環境づくりを促進します

1 社会福祉関係機関・団体との連携・協働  
社会福祉施設種別協議会及び民間社会福祉団体のより一層の基盤強化を図るための支援や、全体を統括した福祉に関する提言・要望活動を実施します。

● 社会福祉事業者等の経営を支援します

1 福祉施設等への経営指導の実施  
社会福祉法人及び社会福祉施設に対し、福祉施設経営指導員等の専門相談員による助言指導及び支援を行います。

2 社会福祉法人等に対する支援事業  
経営基盤の強化や施設サービスの質の向上など、社会福祉事業所の様々な課題の解決を、研修会やセミナーの開催により支援します。

3 社会福祉施設の整備促進事業  
民間社会福祉事業の振興を図るため、社会福祉施設の整備に必要な資金(福祉医療機構から借入れた元金・利子)の一部補助や施設の運営設備等に必要資金を融資します。

実施目標 ③

県社会福祉協議会の 基盤強化を図ります

● 会員参画の場の充実を図ります

県社協への多様な意見集約と県社協のネットワーク機能を高めるため、会費利用内容を明確にし、よりわかりやすい会員体系を検討します。

● 現場主義に立って多彩な情報の収集と福祉に関する情報の発信拠点を目指します

1 地域福祉情報発信事業

2 電子オフィスシステム整備事業

● 組織体制の強化を図ります

1 理事会・評議員会機能の強化  
各種事業の進捗状況や、地域が抱える課題等を積極的に報告し、理事・評議員の意見を県社協の事業運営に反映させます。

また、理事・評議員等への日常的な情報提供と意見集約に努めます。

2 職員研修体系の確立

3 地域福祉調査研究事業  
第四次活動推進計画の進捗状況や数値目標について評価・分析するとともに、県社協のあるべき姿の実現に向けた取組を進めます。

4 県総合社会福祉会館(シズウエル)の管理・運営

5 防災訓練の実施

● 財政基盤の確保を図ります

1 安定的な財政基盤による事業執行

2 任意監査による組織運営の透明性の確保

令和元年度 静岡県社会福祉協議会収支予算 (単位:千円)

区分		収入	支出
一般会計	社会福祉事業	1,385,325	1,474,687
	公益事業	157,579	676,080
	内部取引消去	3,100	3,100
生活福祉資金会計		265,412	346,676
合計		1,805,216	2,494,343
収支差額		△689,127	
前期末支払資金残高		7,201,611	
当期末支払資金残高		6,512,484	

令和元年度

## 社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会 組織図



## 社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会 人事異動 (平成31年4月1日現在)

所属・職名	氏名	備考
事務局次長(兼)福祉企画部長(兼)生活支援部長	永嶋 孝朗	採用(県派遣)
総務部総務課 嘱託事務員	海野 ひとみ	地域福祉課から異動
総務部総務課 嘱託事務員	新池 衣里	採用
総務部総務課 嘱託職員(会館管理室)	杉井 衛	採用
福祉企画部地域福祉課長	海野 芳隆	兼務解除
福祉企画部地域福祉課 主幹	松浦 史紀	経営支援課から異動 昇格
福祉企画部地域福祉課 専任職員	志村 理香	総務課から異動
福祉企画部地域福祉課 専任職員	乙黒 知子	嘱託員から転換
福祉企画部地域福祉課 嘱託事務員	増井 睦代	総務課から異動
福祉企画部地域福祉課 嘱託職員(運営適正化委員会事務局長)	佐野 明人	採用
福祉企画部経営支援課 主任	松永 和樹	地域福祉課から異動
福祉企画部経営支援課 専任職員	守屋 由貴子	人材課から異動
福祉企画部経営支援課 専任職員	望月 道乃	生活支援課から異動
福祉企画部経営支援課 嘱託職員	小粥 秀人	採用
生活支援部部長代理(兼)福祉人材部参事	松田 智	福祉人材部参事 兼務
生活支援部生活支援課 専任職員	上田 美智代	経営支援課から異動
生活支援部生活支援課 嘱託事務員	武田 典子	採用(再雇用)
福祉人材部長兼人材課長	小泉 奈加之	採用(県派遣)
福祉人材部研修課 主任	曾根 允	昇格
福祉人材部研修課 専任職員	川島 裕子	地域福祉課から異動
福祉人材部人材課 主幹	村松 奈々	昇格
福祉人材部人材課 嘱託事務員	鈴木 明子	研修課から異動
福祉人材部人材課 嘱託事務員	宮島 美奈子	採用
福祉人材部人材課 嘱託事務員	森下 実可子	採用

## 静岡県社会福祉人材センター研修課主催の研修会のお知らせ

2019年7月開催分をお知らせします。

★ラクラク申込み「WEBサービス」(会員対象)を御利用ください!→WEBサービスサイト <http://www.shizuoka-wel.jp/learn/information/>

研修NO.	研修名	開催日	会場	対象者	内容・講師	受講料 会員(非会員)
38	口腔のケア講座	7/1	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	高齢者や障害のある方への口腔のケアに必要な知識・技術を習得する 講師:認定歯科衛生士 小宮山 ひろみ 氏 佐藤 美紀 氏	4,000円 (6,000円)
57	三好春樹の『人間学に基づく認知症介護』	7/8	シズウエル	老人福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	認知症の方の行動や心理症状を理解し、利用者へのより良い関わり方について考える 講師:生活とリハビリ研究所 代表 三好 春樹 氏	3,000円 (5,000円)
3	福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程 チームリーダーコース(西部)	7/17 8/8,9 (3日間)	浜松市福祉交流センター	チームリーダー(主任、係長等)	チームリーダーの役割を遂行するための基本を習得する チームリーダーが自らのキャリアデザインを描く 講師:福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程指導者	1,300円 ※テキスト代
98	権利擁護・成年後見セミナー(実務編)	7/23	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	認知症高齢者や知的障がい者等を支援する職員として必要な権利擁護・成年後見の実践的知識を習得する 講師:ふるい後見事務所 古井 慶治 氏	4,000円 (6,000円)
37	介護技術講座(実践編)	7/24,25 (2日間)	シズウエル	老人福祉施設・介護保険事業所等に勤務する介護職等で介護技術の基礎的知識がある方	生活場面に即した実践的介護技術を習得する 講師:静岡県介護福祉士会 飯田 泰子 氏 他	12,000円 (18,000円)
49	ターミナルケア入門講座	7/26	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	ターミナルケアの実際を理解し、終末期の対応や、家族へのケア方法を学ぶ 講師:NPO法人メイアイヘルプユー理事 保健師 鳥海 房枝 氏	3,000円 (5,000円)
46	感染症講座(児童編)	7/30	シズウエル	保育所等、児童福祉施設に勤務する方	児童に特有な感染症を中心として、基礎的知識と予防方法、及び家庭や医療機関との連携等について学ぶ 講師:静岡済生会総合病院 副看護部長 感染対策室 感染管理認定看護師 杉村 きよ美 氏	4,000円 (6,000円)
50	精神疾患の理解	7/31	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	精神疾患、うつ、統合失調症などの知識を習得するとともに、症状に応じた支援方法の基礎を学ぶ 講師:静岡県精神保健福祉士協会 会長 澤野 文彦 氏	4,000円 (6,000円)

◎最新の「研修開催の情報」を、電子メールで事業所様にお知らせします! [kenshu@shizuoka-wel.jp](mailto:kenshu@shizuoka-wel.jp) に①事業所名 ②担当者名 ③電話番号 ④電子メールアドレスを入力の上、件名「研修開催の情報 メール送信希望」として送信してください。なお、2か月経過しても配信がない場合は、下記研修課まで御連絡ください。

☆詳しくはホームページをご覧ください   問い合わせ先: 研修課 電話 054-271-2174

◎県社協が行う自主研修には、皆様の会費を充当しております。

**発煙発火のおそれがあります**

東芝エアコンをご愛用のお客様へ 再度のお詫びと重要なおお願い  
引き続き **このエアコンを捜しています**

エアコン室内ファンを回転させるモーターのリード線接続部から、発煙発火する可能性があります。  
無償にて点検修理をさせていただきます。

【対象製品】 東芝エアコン大清快

**LDRシリーズ**

(1998年9月～2000年6月製造)



東芝エアコン大清快

**YDRシリーズ**

(1999年9月～2001年3月製造)



LDR、YDRシリーズ以外

- ハウジングエアコン
- 石油エアコン
- ガスエアコン
- 業務用エアコン

(1999年11月～  
2002年1月製造)

詳細につきましては、こちらの窓口までご連絡ください。

【ご連絡窓口】

**東芝キャリア株式会社** 安全サービス推進室  
〒416-8521 静岡県富士市蓼原336番地

フリーダイヤル  
(通話料無料)

専用 **TEL:0120-444-899**  
専用 **FAX:0120-445-175**

受付時間

平日 **9:00～18:00** (土・日・祝日を除く)

本件につきましては、弊社ホームページでもお知らせしています。 <http://www.toshiba-carrier.co.jp/>

ご迷惑をおかけいたしまして誠に申し訳ございません。謹んで深くお詫び申し上げます。  
ご連絡いただくお客様の個人情報は本件の点検修理のためにのみ利用し管理します。なお、これらの業務に携わる協力会社にはお客様の個人情報を開示することがありますが弊社と同等の管理を行わせています。

※このお知らせは、2004年8月20日に新聞や弊社ホームページ等によりお知らせした内容と同じものです。 (C117)



ヤマハ株式会社

<https://www.yamaha.com/ja/>



その気持ち 誰かを笑顔にさせる種

※2019年度児童福祉週間標語



5月5日の「こどもの日」から1週間は「児童福祉週間」です

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図っています。

☆「児童福祉の理念」とは…「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」  
※児童福祉法第1条第1項

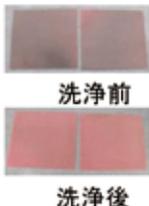
施設のメンテナンスを効率良い専門車両で応援します。

カーテン出張クリーニング



特許ランドリー車

カーペット・タイル出張丸洗い



ブラインド・ロールスクリーン出張クリーニング



株式会社三ナツ

静岡県静岡市葵区産女 1060-1

フリーダイヤル 0120-370286

fax 054-295-9003

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成31年度

# ボランティア活動保険

全国200万人加入!!

保険金額

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金		1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	100,000円
		外来の手術		32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ			
葬祭費用保険金 (特定感染症)	300万円(限度額)				
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		

年間保険料 (1名あたり)

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		350円	510円
天災タイプ(*) (基本タイプ+地震・噴火・津波)		500円	710円

団体割引20%適用済/過去の損害率による割増引適用

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険担保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

(引受幹事  
保険会社)

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763

営業時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。